

裁判所法案帝國議會へ提出の件審査報告

昭和二十二年三月十日

委員長 潮 副議長

委員 林 ~~林~~顧問官 ~~林~~

大平顧問官

榊山顧問官 ~~榊山~~

竹越顧問官

藤沼顧問官

樞密院

裁判所法案帝國議會へ提出の件審査報

告
今回御諮詢の裁判所法案帝國議會へ提出の件
に付き、本官等審査委員を命ぜられ先月十二日
以來、~~六~~回に亘つて委員会を開き、当局大臣及び
關係諸官の弁明を聞いて、その審査を遂げたの
である。

日本國憲法はその第六章に司法に関する規定
を設け、現行憲法における司法に関する事項に
ついて著るしい改正を加えた。従て現行憲法の
下に、裁判所構成法によつて定められていた裁
判制度も、これを改め、改正憲法に則つて、裁判制

度を定める必要がある。ここに本件の裁判
所法案を立案し、これを今期の帝國議會へ提出
すべく、本院への御諮詢が奏請せられたもので
ある。

本件の法律案は、第一編から第七編に亘り、全文
八十五箇條の規定より成つてゐる。そのうちには
は、現行の裁判所構成法中の規定と同様のもの
も含まれてゐるが、全体としてはその構想を新
たにし、改正憲法の趣旨に基いて諸種の規定が
設けられたものである。尤も政府当局の説明に
よれば、改正憲法においては、最高裁判所が裁判
所の内部規律及び司法事務処理に関する事項

について、規則を定める権限を有することとを定
め、この等の特項に互らるものについて
ては、本法案の規定する限ではない。また、現行の
裁判所構成法においては、裁判所に検事局を附
置するものとし、検事局及び検事について、こ
れを裁判所構成法中に定めていたのであるが、
裁判所法の制定を機会として、検事局を裁判所
から分離し、別に檢察廳法を設けて、檢察廳及び
檢察官に関することを定めることとして、
ので、検事に関することは、本法案にその規定を設け
ていない。
この、本件法律案の骨子を概説すれば、凡そ左の

通りである。

第一 裁判所の種類及びその設置等について
最高裁判所に関しては、改正憲法の直接定め
るところであるから、本案においては、これを
東京都に置くことを定める（第六）に止め、下級
裁判所に関しては、これを高等裁判所、地方裁
判所及び簡易裁判所に分ち、その設立、廃止及
び管轄区域は別に法律で定めることとする。

第二 裁判権について

裁判所は、改正憲法に特別の定のある場合即
ち、両議院の議員の資格に関する争訟の裁

判及び裁判官彈劾の裁判を除いて、一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。但し、行政機関が前審に定めて審判するに別法を定むるものは、この限りでない。各裁判所の有する裁判権は、主として、上級審の裁判所の裁判における通りであつて、上級審の裁判所の裁判における判断はその事件について下級審の裁判所を拘束するものとする。(第4条)

(一) 最高裁判所は高等裁判所の権限に属するもの外、一般の上告及び訴訟法において特に定めたる抗告を扱う。(第5条)

(二) 高等裁判所は、概ね現在の控訴院に相当するものであつて、(一) 地方裁判所事件の控訴、抗告(四) 簡易裁判所第一審と下る訴訟の上告(ハ) 内乱罪に係る訴訟の第一審を扱う。(第6条)

(三) 地方裁判所には、概ね現在の地方裁判所の権限と区裁判所の権限の一部を属せしめ、(イ) 高等裁判所及び簡易裁判所を第一審とする訴訟以外の訴訟の第一審(ロ) 簡易裁判所事件の控訴、抗告(ハ) 他の法律において裁判所を特に定めたる裁判所の権限に属させしめる事項一般を扱う。(第24条、第25条)

(四) 簡易裁判所は、(イ) 訴訟物の價額が五千円を

超えないう請求(行政処分)の取消又は変更の請求を(除く)罰金以下の刑事訴訟を扱ふ。
(第三條)而して政府当局の説明によれば本裁判所はこれを全國教員官所に設け、その手続を簡略ならしめ、以て輕微な事件の處理に適用するものとする。従來の違警罪即決例はこれを廢止してこの種の事件はすべてこの簡易裁判所で扱うこととするものである。
なお各裁判所は本案の法律に定めるものの外他の法律において特に定める権限を有する。(第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條)

第三

(一) 審理及び裁判の方法について
最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をすることとし、大法廷は、全員の裁判官の小法廷は、最高裁判所の定める員数(但し三)の裁判官の合議体とし、事件を大小

いづれの法廷で取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し(イ)法令の違憲の裁判に關するときは及び(ロ)判例を変更する裁判をすることときは、小法廷でこれを扱うことができない。なお裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならぬ。(第十九條、第二十條)

(二) 高等裁判所は、原則として三人の裁判官の合議体でその事件を扱う。但し、前記の内乱罪に係る訴訟については、五人の合議体による。(第十條)

(三) 地方裁判所は、原則として一人制であるが、(イ)合議体の決定によつて合議体によるべきもの、とせられた事件、(ロ)原則として現在地方裁判所の管轄に属している刑事事件、(ハ)簡易裁判所事件の控訴、抗告事件及び、(ニ)他の法律で合議体による旨を定めて、いる事件は、三人の合議体による。(第六條、第七條)地方裁判所に置かれる裁判官たる判事補は、

一人で裁判せし、二人以上合議体に加わり又は、裁判長となることができない。(第七條、第十條)

(四) 簡易裁判所は、一人制とする。(第五條、第十條)

第四 司法行政について、
最高裁判所の権限に関する改正憲法の規定に基き、最高裁判所以下各裁判所として司法行政を行わしめる。(第八條、第九條、第十條)而して、その事務は、裁判官會議の議によつて行うものとし、(第十一條、第十二條)またその事務を処理せしむるために各裁判所に事務局を設ける。(第十三條、第十四條)但し、簡易裁判所にあつては、その裁判官が司法行政事務を掌理するものとす。

る。(第三十條)

第五

(一) 最高裁判所の他裁判所の職員について、最高裁判所の裁判官は、最高裁判所長官と十四人の最高裁判所判事とし、その定年を各七十年と定め、(第五條第五項、第三十條)その任命資格は、識見の高い法律の素養のある年齢四十年以上の者であることを必要とし、そのうち五人以内については他に別段の資格を要しないが、少くとも十人については、高等裁判所長官、判事、簡易裁判所判事、檢察官、弁護士又は法医学者について、そのこれの閱歷に照し十年以上又は二十年以上

の経験があることを要する。(第四十條)して

最高裁判所長官の内閣による指名及び最高裁判所判事の内閣による任命には、裁判官任命諮問委員会の諮問を、また最高裁判所判事の任免には、天皇の認証を要するものとす。等最高裁判所の裁判官の任免に關し所要の規定を置く。(第三十條)

(二) 下級裁判所の裁判官は、高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事とし、その定年を各六十五年と定め、(第五條第二項、第三十條)高等裁判所長官及び判事は、判事補、簡易裁判所判事、檢察官、弁護士、裁判

所謂調査官等又は法律学者として十年以上の経験がある者の中から、(四)判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中から、(五)簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在つた者又は判事補檢察官并護士、裁判所調査官等若しくは法律学者として三年以上の経験がある者の中から、それぞれこれを任命する。また、簡易裁判所判事に就いては、別に簡易裁判所判事選考委員会の選考を経た者を任命することができるものとする。(第四十五條)而して前記の司法修習生は、高等試験司法科試験に合格

した者の中から、最高裁判所がこれを命じ、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、その修習を終えたものとする。(第六十八條)而して高等裁判所長官の任免には天皇の認証を要するものとする。等下級裁判所の裁判官の任免に關し、所定の規定を置き、(三)がこれを補するものとする。(第六十七條) (三) 裁判官は、公の彈劾又は國民の審査に關する法律による場合及び別に法律を定めるところにより、心身の故障のために職務を

施行條例、判事懲戒法及び行政裁判法は、こ

れを廢止する。(別件)
按ずるに、日本國憲法は、すべて司法権は、最高裁
判所及び法律の定めるところにより設置する
下級裁判所に属するものと定め、裁判の公正を
維持し、司法権の獨立を確保するため必要とさ
れる諸種の規定を設けてゐる。即ち本件の法律
案は、裁判所の組織権限及びその運用等につき
所要の事項を定め、以て改正憲法に則る裁判制
度を確立しようとするものであつて、その趣旨
は、妥當と認められる。唯だ、その條規の中には論
議の余地を存するものもあるが、特にこれを以

て非議すべきものとも考えられぬ。従て、本案
を今期の帝國議會へ提出するに別な支障がな
いものと思料する。よつて、審査委員会において
は、本件は、この儘これを可決されて然るべき旨
金會一致を以て議決した次第である。
右審査の結果を報告する。

昭和二十二年三月十日

審査委員長

本務院議長

潮 愚之輔

審査委員

本務院議長

然 賴三郎

極密院議長清水 澄殿

極密顧問官 竹越與三郎

極密顧問官 伊沢多喜男 (桐原の爲次)

極密顧問官 大平 駒雄

極密顧問官 信濃 禪山 愛輔

極密顧問官 韓沼 庄平

極密顧問官 佐藤 尚武 (桐原の爲次)

極密顧問官 加藤 正治 (桐原の爲次)